



# 宮 崎 県 公 報

平成23年3月17日(木曜日) 第 2268 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 2 5 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

規 則	頁
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(循環社会推進課) 1	○平成23年4月1日における号給の調整に関する規則……………15
告 示	○職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則……………17
○保安林の指定予定の通知……………(自然環境課) 12	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則……………18
○漁業災害補償法に基づく特定第2号漁業者の同意(5件)……………(水産政策課) 12	○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………20
○道路の区域の変更(3件)……………(道路保全課) 13	○給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……………21
○道路の供用の開始(3件)……………( “ ” ) 14	○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則……………21
○都市計画事業の認可……………(都市計画課) 14	○平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則……………22
公 告	○降格の特例に関する規則等を廃止する規則……………23
○土地改良区の定款変更の認可……………(農村整備課) 14	
○県営土地改良事業に係る換地処分……………( “ ” ) 14	
○公共測量終了の通知……………(管理課) 14	
人事委員会規則	

## 規 則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成23年3月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第3号

#### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成15年宮崎県規則第40号)の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)	(一般廃棄物処理施設設置許可申請書等)
第3条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。	第3条 次の各号に掲げる申請書等の様式は、当該各号に定めるところによる。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
(3)~(6) [略]	(3) <u>省令第4条の4の2第1項の申請書 一般廃棄物処理施設定期検査申請書(別記様式第2号の2)</u>
(7) 省令第5条の5の2第1項及び第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書(別記様式第7号)	(4)~(7) [略]
(8) [略]	(8) <u>省令第5条の5の2第1項(省令第5条の5の4において準用する場合を含む。)</u> 及び第5条の10の2第1項の申請書 一般廃棄物の最終処分場の廃止確認申請書(別記様式第7号)
	(9) [略]
	(10) <u>省令第5条の5の5第1項の申請書 熱回収施設設置者認定申請書(別記様式第7号の3)</u>
	(11) <u>省令第5条の5の10第1項の届出書 熱回収施設休廃止等届出書(別記様式第7号の4)</u>
	(12) <u>省令第5条の5の11第1項の報告書 熱回収報告書(別記</u>

<p>(9)~(12) [略]</p> <p>(13) <u>省令第10条の10の2及び第10条の24の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書 (別記様式第11号の2)</u></p> <p>(14) <u>省令第12条の7の7第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 (別記様式第11号の3)</u></p> <p>(15) [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号ロ、第6条第2項第3号、第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の4第2項第2号、第12条の11の5第2項第3号ロ及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (別記様式第13号)</u></p> <p>(2)~(9) [略]</p> <p>(一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>法第8条の2第5項 (法第9条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第15条の2第5項 (法第15条の2の5第2項において準用する場合を含む。)</u>の検査をしたときは、その結果を当該検査の申請者に通知するものとする。</p> <p>(許可証等の返納)</p> <p>第11条 <u>法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証、登録証明書又は指定証 (以下「許可証等」という。)を返納しなければならない。</u></p> <p>(1) 許可、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。</p> <p>(2) <u>法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5又は第15条の2の5第1項に規定する変更の許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4)・(5) [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第12条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄</p>	<p><u>様式第7号の5)</u></p> <p>(13)~(16) [略]</p> <p>(17) <u>省令第10条の10の3及び第10条の24の届出書 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物処理業に係る欠格要件届出書 (別記様式第11号の2)</u></p> <p>(18) <u>省令第12条の7の17第2項の届出書 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出書 (別記様式第11号の3)</u></p> <p>(19) [略]</p> <p>2 次の各号に掲げる添付書類の様式は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) <u>省令第3条第5項第6号、第5条の3第3項第6号、第5条の11第2項第2号、第5条の12第2項第3号ロ、第6条第2項第3号、第11条第6項第6号、第12条の9第3項第6号、第12条の11の12第2項第2号、第12条の11の13第2項第3号ロ及び第12条の12第2項第3号に掲げる書類 廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法 (別記様式第13号)</u></p> <p>(2)~(9) [略]</p> <p>(一般廃棄物及び産業廃棄物処理施設の使用前検査の結果通知)</p> <p>第5条 知事は、<u>法第8条の2第5項 (法第9条第2項において準用する場合を含む。)</u>又は<u>法第15条の2第5項 (法第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)</u>の検査をしたときは、その結果を当該検査の申請者に通知するものとする。</p> <p>(<u>一般廃棄物処理施設の定期検査結果の通知</u>)</p> <p>第5条の2 <u>知事は、法第8条の2の2第1項の検査をしたときは、定期検査結果通知書 (別記様式第20号の2)によりその結果を当該検査の申請者に通知するものとする。</u></p> <p>(<u>熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者認定証の交付</u>)</p> <p>第5条の3 <u>知事は、法第9条の2の4第1項の認定をしたときは、熱回収施設設置者認定証 (別記様式第20号の3)を交付するものとする。</u></p> <p>(許可証等の返納)</p> <p>第11条 <u>法第8条第1項、第14条第1項若しくは第6項、第14条の4第1項若しくは第6項若しくは第15条第1項の規定による許可を受けた者、法第9条の2の4第1項若しくは第15条の3の3第1項の規定による認定を受けた者、法第20条の2第1項の規定による登録を受けた者又は再生利用個別指定業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに、知事に許可証、登録証明書、<u>認定証又は指定証 (以下「許可証等」という。)</u>を返納しなければならない。</u></p> <p>(1) 許可、<u>認定</u>、登録又は再生利用個別指定を取り消されたとき。</p> <p>(2) <u>法第9条第1項、第14条の2第1項、第14条の5又は第15条の2の6第1項に規定する変更の許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) <u>政令第5条の5 (政令第7条の4において準用する場合を含む。)</u>の規定による届出 (<u>熱回収施設の廃止の場合に限る。)</u>を行ったとき。</p> <p>(5)・(6) [略]</p> <p>(書類の経由)</p> <p>第12条 法、政令、省令及びこの規則の規定により知事に提出する書類は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄</p>
---	---

に掲げる保健所の長を経由するものとする。

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設並びに産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替施設又は保管施設を有する場合に限る。）に係る書類	[略]
[略]	

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]
[略]
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員（申請者が法人である場合）
[略]

（第 4 面）

[略]
備考 1～5 [略]
6 [略]
[略]

に掲げる保健所の長を経由するものとする。

一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設及び熱回収施設並びに産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物収集運搬業（積替施設又は保管施設を有する場合に限る。）に係る書類	[略]
[略]	

別記

様式第 1 号（第 3 条関係）

[略]
[略]
役員（申請者が法人である場合）
[略]

（第 4 面）

[略]
備考 1～5 [略] 6 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
7 [略]
[略]

別記様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2（第 3 条関係）

一般廃棄物処理施設定期検査申請書 年 月 日	
宮崎県知事 殿	
申請者 住 所 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条の 2 の 2 第 1 項の規定により、一般廃棄物処理施設の定期検査を受けたいので申請します。	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
※事務処理欄	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																											
<p>様式第 3 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により<u>その例によることとされる</u>同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。</td> </tr> </table> <p>様式第 4 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(第 3 面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1～6 [略]</td> </tr> <tr> <td>7 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 5 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項 (同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 5 項 (同法第 9 条の 3 第 10 項において準用する場合を含む。) の規定により、一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号の 2 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項</td> </tr> </table>	[略]	備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により <u>その例によることとされる</u> 同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。	[略]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)	[略]	[略]	備考	1～6 [略]	7 [略]	[略]	[略]	欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項	<p>様式第 3 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により<u>その例によることとされた</u>同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。</td> </tr> </table> <p>様式第 4 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>役員 (申請者が法人である場合)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(第 3 面)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>備考</td> </tr> <tr> <td>1～6 [略]</td> </tr> <tr> <td>7 「役員」の欄に記載する役員とは、<u>業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</u></td> </tr> <tr> <td>8 [略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>様式第 5 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>一般廃棄物処理施設の軽微な変更等をしたので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 3 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 6 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p>一般廃棄物の最終処分場の埋立処分を終了したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条第 4 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。) の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。</p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号 (第 3 条関係)</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;"><small>第 9 条第 5 項 (同法第 9 条の 3 第 11 項において準用する場合を含む。)</small></p> <p style="text-align: center;"><small>廃棄物の処理及び清掃に関する法律</small></p> <p style="text-align: center;"><small>第 9 条の 2 の 3 第 2 項</small></p> <p style="text-align: center;"><small>の規定により一般廃棄物最終処分場の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</small></p> <p>[略]</p> <p>様式第 7 号の 2 (第 3 条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項</td> </tr> </table>	[略]	備考	放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により <u>その例によることとされた</u> 同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。	[略]	役員 (申請者が法人である場合)	[略]	[略]	備考	1～6 [略]	7 「役員」の欄に記載する役員とは、 <u>業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</u>	8 [略]	[略]	[略]	欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項
[略]																												
備考																												
放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により <u>その例によることとされる</u> 同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。																												
[略]																												
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)																												
[略]																												
[略]																												
備考																												
1～6 [略]																												
7 [略]																												
[略]																												
[略]																												
欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項																												
[略]																												
備考																												
放流水の水質については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令第 2 条第 2 項第 3 号の規定により <u>その例によることとされた</u> 同令第 1 条第 2 項第 14 号ハ及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令第 1 条第 3 号ロの規定により測定したものを記載すること。																												
[略]																												
役員 (申請者が法人である場合)																												
[略]																												
[略]																												
備考																												
1～6 [略]																												
7 「役員」の欄に記載する役員とは、 <u>業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。</u>																												
8 [略]																												
[略]																												
[略]																												
欠格要件に該当したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (以下「法」という。) 第 9 条第 6 項																												

第15条の2の5第3項において準用する法第9条第6項の規定により、届け出ます。

[略]

第15条の2の6第3項において準用する法第9条第6項の規定により、届け出ます。

[略]

別記様式第7号の2の次に次の3様式を加える。

様式第7号の3(第3条関係)

(表面)

<p>熱回収施設設置者認定申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>宮崎県知事 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 住所 氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設設置者として認定を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>	
熱回収施設の設置の場所	
※ 認 定 の 年 月 日	
※ 認 定 番 号	
熱回収に必要な設備に関する事項	<p>設備の種類及びその設備の能力</p> <p>△設備の位置、構造等の設置に関する計画</p> <p>△設備の維持管理に関する計画</p>
熱回収の内容に関する計画	熱回収施設において処分する一般廃棄物の種類
	熱回収の方法
	熱回収率
許 可 の 年 月 日	
及 び 許 可 番 号	
※事務処理欄	

(裏面)

## 備考

- 1 ※欄は記入しないこと。
- 2 設備の種類については、ボイラー、発電機、熱交換器の別を記入すること。
- 3 設備の能力については、ボイラーの最大蒸発量(トン/時)、発電機の出力(キロワット)、熱交換器の能力(キロジュール/時、複数ある場合はそれぞれの能力)を記載すること。
- 4 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、△印の欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。また、次の図面等を含むこと。
  - (1) 設備の位置、構造等の設置に関する計画については、熱回収に必要な設備の位置及び構造、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の位置を示す図を添付すること。
  - (2) 設備の維持管理に関する計画については、ボイラー、発電機又は熱交換器についての維持管理に関する計画を記載すること。また、熱回収により得られる熱量及びその熱を電気に変換する場合における当該電気の量を把握するために必要な装置の機能を健全に維持するために行う定期的な点検、補修等の計画も記載すること。
- 5 熱回収の方法については、発電、発電以外の熱利用、発電・熱利用の併用の別を記入すること。
- 6 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第5条の5の5第1項第4号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。
- 7 知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄

様式第7号の4(第3条関係)

熱回収施設休廃止等届出書		年 月 日
宮崎県知事 殿		
届出者		
住 所		
氏 名		
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)		
電話番号		
熱回収施設を休廃止等したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条の5の規定により、関係書類及び図面を添えて届け出ます。		
熱回収施設の設置の場所		
認定の年月日及び認定番号	年 月 日 第 号	
熱回収を行わなくなったとき	理由	
	年 月 日	年 月 日
廃止、休止又は再開したとき	理由	(廃止・休止・再開の別)
	年月日	年 月 日
熱回収に必要な設備を変更したとき	△変更の内容	
	理由	
	年 月 日	年 月 日
※ 事 務 処 理 欄		
備考		
1 ※欄は記入しないこと。		
2 △印の欄の記載については、できる限り図面、表等を利用することとし、同欄にその記載事項のすべてを記載することができないときは、同欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。		
3 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。		

様式第 7 号の 5 (第 3 条関係)

熱回収報告書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div>	
宮崎県知事 殿	
報告者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 11 の規定により、熱回収に関する報告書を提出します。	
認 定 の 年 月 日 及 び 認 定 番 号	年 月 日 第 号
年 4 月 1 日から 年 3 月 31 日までの年間の熱回収率	%
備考 熱回収率については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 5 条の 5 の 5 第 1 項第 4 号ハの算式により算定した熱回収率を記載すること。	

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
様式第 8 号 (第 3 条関係) [略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 7 項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更に ついて届け出ます。 [略] 様式第 9 号 (第 3 条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> (第 3 面) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> 備考 1・2 [略]  3 [略] [略]	[略]	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)	[略]	[略]	様式第 8 号 (第 3 条関係) [略] 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 9 条の 3 第 8 項の規定により、関係書類及び図面を添えて一般廃棄物処理施設の変更に ついて届け出ます。 [略] 様式第 9 号 (第 3 条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">役員 (申請者が法人である場合)</td></tr> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> (第 3 面) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 5px;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table> 備考 1・2 [略] 3 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。 4 [略] [略]	[略]	役員 (申請者が法人である場合)	[略]	[略]
[略]									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 5 項第 4 号りに規定する役員 (申請者が法人である場合)									
[略]									
[略]									
[略]									
役員 (申請者が法人である場合)									
[略]									
[略]									
様式第 10 号 (第 3 条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table>	[略]	様式第 10 号 (第 3 条関係) [略] <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="padding: 2px;">[略]</td></tr> </table>	[略]						
[略]									
[略]									



⑨廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する役員 [略]
(第3面)
[略]
⑩合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第5項第4号りに規定する役員となる者 [略]
(第4面)
[略]
備考 1～3 [略]
4 [略]
[略]

様式第11号の3 (第3条関係)

[略]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、関係書類を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

[略]

様式第17号 (第3条関係)

[略]

[略]

※工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず又はコンクリートの破片であって分別されたものは28倍 (アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍)

⑨役員 [略]
(第3面)
[略]
⑩合併後存続する法人若しくは合併によって設立される法人又は分割により当該一般廃棄物処理施設を承継する法人において、役員となる者 [略]
(第4面)
[略]
備考 1～3 [略]
4 ⑨及び⑩の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
5 [略]
[略]

様式第11号の3 (第3条関係)

[略]

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の5の規定により、関係書類を添えて一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。

[略]

様式第17号 (第3条関係)

[略]

[略]

※工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じた木くず又はコンクリートの破片であって分別されたものは28倍 (アスファルト・コンクリートの破片にあつては70倍) とし、法第15条の3の3第1項の規定により認定を受けた者が設置した熱回収施設における産業廃棄物にあつては21倍とする。

別記様式第20号の次に次の2様式を加える。

様式第20号の2 (第5条の2関係)

定期検査結果通知書 <div style="text-align: right;">年 月 日</div>	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の2の2第1項の定期検査の結果について、次のとおり通知する。	
宮崎県知事 <span style="float: right;">印</span>	
一般廃棄物処理施設の設置場所	
一般廃棄物処理施設の種類	
許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
定期検査の結果	
次回の検査期限	年 月 日
※事務処理欄	

様式第20号の3 (第5条の3関係)

熱回収施設設置者認定証	
年 月 日	
住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の2の4第1項の規定により、一般廃棄物の熱回収施設の設置者として認定を受けた者であることを証する。</p>	
宮崎県知事 印	
認 定 の 年 月 日	年 月 日
認 定 の 有 効 年 月 日	年 月 日
認 定 番 号	
熱回収施設の設置の場所	
熱回収の方法	
熱回収に必要な設備	
熱 回 収 率	%
留 意 事 項	<p>1. 毎年6月30日までに、前年度の熱回収に関する報告書を知事に提出すること。</p> <p>2. 熱回収を行わなくなったとき、当該熱回収施設を休廃止し又は休止した当該施設を再開したとき、又は熱回収に必要な設備の変更をしたときは、遅滞なく知事に届け出ること。</p>

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
様式第30号 (第10条関係) [略] 廃棄物再生事業者登録の内容を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 <u>18</u> 条の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]	様式第30号 (第10条関係) [略] 廃棄物再生事業者登録の内容を変更したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 <u>20</u> 条の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]
様式第31号 (第10条関係) [略] 廃棄物再生事業者登録事業場を廃止 (休止、再開) したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 <u>19</u> 条の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]	様式第31号 (第10条関係) [略] 廃棄物再生事業者登録事業場を廃止 (休止、再開) したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 <u>21</u> 条の規定により、次のとおり届け出ます。 [略]

附 則  
(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（以下「改正前の規則」という。）の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 182号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種を定めない。  
宮崎市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課、中部農林振興局並びに宮崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 183号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 1 月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 有限会社共漁水産 宮崎市 矢部廣一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	小型まき網漁業、小型定置漁業及び機

船船びき網漁業

宮崎県告示第 184号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 1 月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 泉忠徳 宮崎市 根本雄三
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区
区 分	旧内海漁業協同組合の地区の者が営む 小型機船底びき網等漁業

宮崎県告示第 185号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認めた。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 1 月31日
発起人の住所及び氏名	宮崎市 高城洋一 宮崎市 中島清一
加入区 の 名 称	宮崎市加入区
区 域	宮崎市漁業協同組合の地区

区 分	旧内海漁業協同組合の地区の者が営む 小型漁船漁業であって小型機船底びき 網等漁業以外のもの
-----	---

## 宮崎県告示第 186号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）  
第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 1 月31日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 高月雅夫 東臼杵郡門川町 瀬山清久
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型漁船漁業であって小型まき網漁業 以外のもの

## 宮崎県告示第 187号

漁業災害補償法（昭和39年法律第 158号。以下「法」という。）  
第 108条第 5 項において準用する法第 105条の 2 第 3 項の規定による届出を審査した結果、当該加入区に係る法第 108条第 2 項の規定による特定第 2 号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められた。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

同意成立の届出年月日	平成23年 1 月31日
発起人の住所及び氏名	東臼杵郡門川町 和田実 東臼杵郡門川町 浜田秀一
加入区 の 名 称	庵川加入区
区 域	庵川漁業協同組合の地区
区 分	小型定置漁業

## 宮崎県告示第 188号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道

路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	日向市東郷 町山陰字又 江野丙1436 番 4 地先か ら同市同町 山陰同字丙 1444番 1 地 先まで	旧	18.3 ～ 21.4	51.3
				新	12.8 ～ 13.0	51.3

## 宮崎県告示第 189号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字深尾 ノ越 636番 1 地先から 同郡同村同 大字字八重 609番11地 先まで	旧	5.3 ～ 83.9	732.3
				新	13.6 ～ 89.0	725.6

## 宮崎県告示第 190号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道  
路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで  
宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
205	県道	向山日 之影線	西臼杵郡日 之影町大字	旧	2.8 ～ 42.0	1622.0

		岩井川字小原 897番11地先から同郡同町同大字字十二町1039番24地先まで	新	2.8 ~ 42.0 5.8 ~ 43.0	1562.0 935.0
--	--	---	---	--------------------------	-----------------

宮崎県告示第 191号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 5 03号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 636番 1 地先から同郡同村同大字字八重 609番11地先まで	平成23年 3 月18日

宮崎県告示第 192号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
51	県道	中野原美々津線	日向市大字幸脇字宮田 1400番 5 地先から同市同大字字表潟1264番 1 地先まで	平成23年 3 月25日

宮崎県告示第 193号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成23年 3 月17日から平成23年 3 月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
205	県道	向山日之影線	西臼杵郡日之影町大字岩井川字小原 897番11地先から同郡同町同大字字飯干 9 72番 7 地先まで	平成23年 3 月17日

宮崎県告示第 194号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第59条第 1 項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画道路事業 3・4・5号 昭通通線  
宮崎広域都市計画道路事業 3・5・6号 川原通線
- 3 事業施行期間  
平成23年 3 月17日から平成33年 3 月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎市永楽町、吾妻町、出来島町、城ヶ崎三丁目及び城ヶ崎四丁目の地内  
使用の部分  
宮崎市出来島町、城ヶ崎三丁目及び城ヶ崎四丁目の地内

公 告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第30条第 2 項の規定により、徳別当土地改良区（高千穂町）から平成22年11月18日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の 2 第 9 項の規定により、浦之名地区 7 換地区県営土地改良事業（宮崎市、県営経営体育成基盤整備事業）に係る換地処分をした。

平成23年 3 月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第 14条第 2 項の規定により、平成23年宮崎県公報第2252号により公告

した公共測量（4級基準点：5点、出来形確認測量：2.0ha）が平成23年3月7日終了した旨、宮崎市長から通知があった。

平成23年3月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

## 人事委員会規則

平成23年4月1日における号給の調整に関する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木奉武

### 宮崎県人事委員会規則第4号

#### 平成23年4月1日における号給の調整に関する規則

（調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員）

第1条 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成22年宮崎県条例第43号。次条において「平成22年改正条例」という。）附則第5項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

（1）平成21年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）における職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項の規定による昇給後の号給が、その職員の属する職務の級における最高の号給である職員（調整対象昇給日から平成23年4月1日（以下「調整日」という。）までの期間（以下「特定期間」という。）に給料表の適用を異にする異動又は給料表の適用を異にしない初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号。以下「初任給等規則」という。）別表第6に定める初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（以下「給料表異動等」という。）をした職員を除く。）

（2）調整対象昇給日において決定された昇給の号給数が初任給等規則第35条第6項の規定による昇給の号給数（以下この号において「期間割昇給号給数」という。）である職員であって、当該期間割昇給号給数と、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第4号）附則第7項の規定の適用がないものとした場合の当該調整対象昇給日における期間割昇給号給数とが等しくなるもの（次号及び次条第3号アにおいて「期間割非抑制職員」という。）（特定期間に給料表異動等をした職員を除く。）

（3）特定期間に給料表異動等をした職員であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等（当該給料表異動等が2以上あるときは、当該給料表異動等のうち最後にした給料表異動等。次条第3号ア及びイにおいて同じ。）があったものとした場合に、当該調整対象昇給日においてその職員の属する職務の級における最高の号給を受けることとなるもの又は期間割非抑制職員に該当することとなるもの

（4）前各号に掲げる職員に相当するものとして人事委員会が定めるもの

（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第2条 平成22年改正条例附則第5項の当該職員との権衡上必要があると認められるものとして人事委員会規則で定める職員は、調整対象昇給日に県給与条例第3条の2第3項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

（1）調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者であって、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年1月1日）前となるもの（新たに職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員及び次号に掲げる職員を除く。）

（2）調整対象昇給日前に職員から人事交流等により引き続き初任給等規則第16条第1号から第3号まで及び第6号に掲げる者になった職員であって、特定期間に当該者から人事交流等により引き続いて職員となった者のうち人事委員会の定めるもの（人事交流等により引き続いて職員となった日から調整日までの間に給料表異動等をした職員を除く。）

（3）特定期間に給料表異動等をした職員であって、次に掲げるもの

ア 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者以外の者又は当該期間に人事交流等により新たに職員となった者であって、調整対象昇給日の前日に当該給料表異動等があったものとした場合に、当該調整対象昇給日において受けることとなる号給がその職員の属する職務の級における最高の号給でなく、かつ、期間割非抑制職員に該当しないこととなるもの（次号に掲げる職員及び人事委員会の定める職員を除く。）

イ 調整対象昇給日から調整日の前日までの間に新たに職員となった者（人事交流等により新たに職員となった者を除く。）であって、新たに職員となった日から当該給料表異動等後の職務と同種の職務に引き続き在職していたものとした場合に、初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則附則第6項の規定により号給を決定された職員であって、同項に規定する採用日から同項に規定する調整年数を遡った日が平成21年2月1日（同項に規定する特定職員にあっては、同年1月1日）前となる職員に該当することとなるもの

（4）調整対象昇給日以前において、休職にされていた期間、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下この号において「地公法」という。）第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受けていた期間、外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和62年法律第78号）第2条第1項又は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定により派遣されていた期間、休暇のため引き続いて勤務していなかった期間、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第2条第1項の規定により育児休業をしていた期間、教育公務員特例法（昭和24年法律第

1号)第26条第1項に規定する大学院修学休業をしていた期間又は地公法第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしていた期間がある職員であって、平成20年4月1日から調整日の前日までの間に復職し、職務に復帰し、又は再び勤務するに至ったもののうち、人事委員会の定める職員

(5) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の職員との均衡を考慮してあらかじめ人事委員会の承認を得て定める職員

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(初任給に関する経過措置)</p> <p>6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）をさかのぼった日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数をさかのぼった日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数をさかのぼった日が同日の属する年（以下この項において「基準年」という。）の2月1日（特定職員にあっては、基準年の1月1日）以後である場合にあっては、基準年の4月1日）の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日までの間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(初任給に関する経過措置)</p> <p>6 平成19年4月1日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（以下「初任給等規則」という。）第13条から第15条までの規定の適用を受けることとなる者のうち、新たに職員となった日（以下この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下この項において「特定号給」という。）の号数から初任給等規則第11条第1項の規定による号給（初任給等規則第13条第1項の規定により初任給等規則別表第6に定める初任給基準表の初任給欄の号給とすることができることとされている号給を除く。）の号数を減じた数を4（新たに職員となった者が行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの又は第34条各号に掲げる職員であるときは、3）で除して得た数の年数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下この項において「調整年数」という。）を遡った日が平成21年4月1日前となるものの採用日における号給は、初任給等規則第13条から第15条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日（平成21年4月1日以後に新たに職員となった者で採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年（以下この項において「基準年」という。）の2月1日（特定職員にあっては、基準年の1月1日）以後である場合にあっては、基準年の4月1日）の翌日から採用日までの間における初任給等規則第32条に規定する昇給日（平成19年4月1日から平成21年4月1日まで<u>（平成23年4月1日以後に新たに職員となり、同日において43歳に満たない者にあっては、平成19年4月1日から平成20年4月1日まで）</u>の間におけるものに限る。）の数に相当する号数を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。</p>

(再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則の一部改正)

3 再任用短時間勤務職員等の給料月額の端数計算に関する規則（平成13年宮崎県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p style="text-align: center;">(端数計算)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第15条（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第3条第5項若しくは第6項若しくは第3条の2第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第</p>	<p style="text-align: center;">(端数計算)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる職員について、当該各号に定める規定による給料月額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額をもって当該職員の給料月額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 育児短時間勤務職員等 職員の育児休業等に関する条例（平成4年宮崎県条例第6号。以下「育児休業条例」という。）第15条（育児休業条例第21条第2項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えられた職員の給与に関する条例第3条第5項若しくは第6項若しくは第3条の2第1項、第2項若しくは第4項、育児休業条例第16条（育児休業条例第21条第</p>



2項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項又は育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第2項若しくは第3項

2項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条第5項、育児休業条例第17条の規定により読み替えられた一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年宮崎県条例第1号)第7条第2項若しくは第3項又は職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成22年宮崎県条例第43号)附則第6項の規定により読み替えられた同条例附則第5項

職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

#### 宮崎県人事委員会規則第5号

##### 職員の管理職手当に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の管理職手当に関する規則の一部改正)

第1条 職員の管理職手当に関する規則(昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和29年11月宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。)第5条第1項及び第2項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年9月宮崎県条例第26号)第3条の3第1項及び第2項の規定に基づき、管理又は監督の地位にある職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)</p> <p>第4条 県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の管理職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例(昭和29年11月宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。)第5条第1項及び第2項並びに市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年9月宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。)第3条の3第1項及び第2項の規定に基づき、管理又は監督の地位にある職員の管理職手当の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員等の支給額)</p> <p>第4条 県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)のうち、その職務の級が県給与条例附則第13項又は市町村立学校給与条例附則第13項の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者(以下この条において「特定職員」という。)の55歳に達した日後における最初の4月1日(特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日)以後の管理職手当の額は、前条の規定にかかわらず、同条の規定による額に100分の99を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。</p>

(職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(平成19年宮崎県人事委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第5条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)第3条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第2項又</p>	<p>附 則 (経過措置)</p> <p>2 職員の給与に関する条例第5条及び市町村立学校職員の給与等に関する条例第3条の3の規定により管理職手当を支給する職を占める職員のうち、この規則による改正後の職員の管理職手当に関する規則(以下「新規則」という。)第3条の規定による管理職手当の額が経過措置基準額(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、当該経過措置基準額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(昭和28年宮崎県条例第43号)第2条第2項又</p>

は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）に達しないこととなる職員には、当該管理職手当（県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員）にあっては、職員の管理職手当に関する規則第 4 条の規定による管理職手当）のほか、新規則第 3 条の規定による管理職手当の額と経過措置基準額との差額に相当する額に次の各号に掲げる期間の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（県給与条例附則第 13 項の規定により給与が減ぜられて支給される職員）にあっては、当該額に 100 分の 99 を乗じて得た額とし、それらの額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を管理職手当として支給する。

(1)～(4) [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 23 年 3 月 17 日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第 6 号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和 41 年宮崎県人事委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(支給職)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第 3 条 県給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第 4 条 県給与条例第 5 条の 2 第 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第 9 条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第 6 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日以後の期間の区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関</p>	<p>(支給職)</p> <p>第 2 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p><u>3 県給与条例第 5 条の 2 第 1 項第 3 号に規定する職は、行政職給料表、研究職給料表及び医療職給料表(二)の適用を受ける職員の職で獣医学に関する専門的知識を必要とするものとする。</u></p> <p>(職員の範囲)</p> <p>第 3 条 県給与条例第 5 条の 2 第 1 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 前条第 3 項に規定する職に採用された職員（獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）に規定する獣医師免許証を有する者に限り、人事委員会が定める者を除く。）</u></p> <p>第 4 条 県給与条例第 5 条の 2 第 2 項の規定により初任給調整手当を支給される職員は、第 9 条の職員のほか、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p><u>(3) 新たに第 2 条第 3 項に規定する職を占めることとなった職員で獣医師法に規定する獣医師免許証を有するもの（人事委員会が定める者を除く。）</u></p> <p>第 5 条 前 2 条の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して 35 年（<u>第 3 条第 3 号又は前条第 3 号に規定する職員にあっては 15 年</u>）に達している職員には、初任給調整手当は支給しない。</p> <p>第 6 条 初任給調整手当の支給期間は 35 年（<u>第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 15 年</u>）とし、その月額額は職員の区分及び採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日以後の期間の</p>

する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号）第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあっては 6 年、実地修練を経た場合にあっては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年宮崎県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣され、又は公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成 13 年宮崎県条例第 49 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（県給与条例第 9 条の 2 第 1 項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年宮崎県条例第 26 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされている場合を含む。）又は教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 14 条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 [略]

第 7 条 第 3 条又は第 4 条に規定する職員となった者（第 5 条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員
	[略]	
1 年未満		
1 年以上 2 年未満		
2 年以上 3 年未満		
3 年以上 4 年未満		

区分に応じた別表に掲げる額（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 11 条第 1 項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第 17 条の規定による短時間勤務をしている職員にあっては、その額に職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 28 年宮崎県条例第 43 号）第 2 条第 2 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成 8 年宮崎県条例第 16 号）第 2 条第 2 項の規定により定められたその者の勤務時間を職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項又は市町村立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。）とする。この場合において、大学（旧専門学校令による専門学校等で人事委員会の定めるものを含む。）卒業の日からそれぞれ採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日までの期間が 4 年（臨床研修を経た場合にあっては 6 年、実地修練を経た場合にあっては 5 年）を超えることとなる職員（学校教育法に規定する大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から 3 年内の職員を除く。）に対する同表の適用については、採用の日又は第 4 条に規定する職員となった日からその超えることとなる期間（1 年に満たない期間があるときは、その期間を 1 年として算定した期間）に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとする。

- 2 初任給調整手当を支給されている職員が休職にされ、又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和 63 年宮崎県条例第 4 号）第 2 条第 1 項の規定により派遣された場合における当該職員に対する別表の適用については、当該休職の期間（県給与条例第 9 条の 2 第 1 項（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年宮崎県条例第 26 号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 6 条の規定により県立学校職員の例によることとされている場合を含む。）又は教育公務員特例法（昭和 24 年法律第 1 号）第 14 条の規定により給与の全額を支給される休職の期間を除く。）又は当該派遣の期間は、同表の期間の区分欄に掲げる期間には算入しない。

3 [略]

第 7 条 第 3 条又は第 4 条に規定する職員となった者（第 5 条に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第 1 項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が 35 年（第 2 条第 3 項に規定する職を占める職員にあっては 15 年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、同項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

別表（第 6 条関係）

職員の区分 期間の区分	1 項職員	2 項職員	3 項職員
	[略]		円
1 年未満			30,000
1 年以上 2 年未満			30,000
2 年以上 3 年未満			30,000
3 年以上 4 年未満			30,000

4 年以上 5 年未満		4 年以上 5 年未満	30,000
5 年以上 6 年未満		5 年以上 6 年未満	30,000
6 年以上 7 年未満		6 年以上 7 年未満	30,000
7 年以上 8 年未満		7 年以上 8 年未満	30,000
8 年以上 9 年未満		8 年以上 9 年未満	30,000
9 年以上 10 年未満		9 年以上 10 年未満	30,000
10 年以上 11 年未満		10 年以上 11 年未満	25,000
11 年以上 12 年未満		11 年以上 12 年未満	20,000
12 年以上 13 年未満		12 年以上 13 年未満	15,000
13 年以上 14 年未満		13 年以上 14 年未満	10,000
14 年以上 15 年未満		14 年以上 15 年未満	5,000
[略]		[略]	
備考		備考	
1 [略]		1 [略]	
2 この表において「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員をいう。		2 この表において「1 項職員」とは第 2 条第 1 項の職を占める職員を、「2 項職員」とは同条第 2 項の職を占める職員を、「3 項職員」とは同条第 3 項の職を占める職員をいう。	

附 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(平成22年11月1日から平成23年3月31日までの間に採用された職員に対する規定の適用)
- この規則による改正後の初任給調整手当に関する規則(以下「改正後の初任給調整手当規則」という。)第2条第3項に規定する職を占める職員のうち、平成22年11月1日から平成23年3月31日までの間に採用された職員に対する改正後の初任給調整手当規則の適用に当たっては、平成23年4月1日に採用されたものとみなす。

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第7号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則(昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の130</u>(給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の170</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の150</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の60</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の80</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(端数計算)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 給与条例附則第13項第6号に規定するそれぞれの基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が人事委員会の定めるところにより定めるものとする。</p> <p>(1) 再任用職員以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の135</u>(給与条例第8条第2項に規定する特定管理職員(次号において「特定管理職員」という。)にあっては、<u>100分の175</u>)</p> <p>イ 給与条例第3条第5項に規定する職員 <u>100分の155</u></p> <p>(2) 再任用職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合</p> <p>ア イに掲げる職員以外の職員 <u>100分の65</u>(特定管理職員にあっては、<u>100分の85</u>)</p> <p>イ [略]</p> <p>(端数計算)</p> <p>第16条 [略]</p> <p>2 前項に定めるもののほか、次に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 給与条例附則第13項第6号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額及び給料月額</p>

に対する地域手当の月額合計額（給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額（第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同条第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（給与条例附則第 13 項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第 6 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第 1 号の給料月額減額基礎額という。以下この号において同じ。）及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額合計額（給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第 5 条の 4 第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

(2) [略]

額に対する地域手当の月額合計額（給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額（第 5 条の 4 第 1 項各号に掲げる職員（以下この号において「管理監督職員」という。）にあっては、その額に、給料月額に同条第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額）（給与条例附則第 13 項第 1 号の最低号給に達しない場合にあっては、同項第 6 号に規定するそれぞれその基準日現在において同項の特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同項第 1 号の給料月額減額基礎額という。以下この号において同じ。）及び給料月額減額基礎額に対する地域手当の月額合計額（給与条例第 8 条第 5 項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該合計額に、当該合計額に第 5 条の 3 第 2 項に定める割合を乗じて得た額（管理監督職員にあっては、その額に、給料月額減額基礎額に第 5 条の 4 第 2 項各号に掲げる割合を乗じて得た額を加算した額）を加算した額））

(2) [略]

## 附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第 8 号

## 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び義務教育等教員特別手当の支給）</p> <p>第 8 条の 2 初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当（県給与条例第 6 条の 2 の 2 の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号）第 4 条の 3 の規定による手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>（県給与条例附則第13項の規定により減ずる額の日割計算）</p> <p>第16条 給与期間の中途において、県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第 6 条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の県給与条例附則第13項各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</p>	<p>（初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当等、へき地手当等及び義務教育等教員特別手当の支給）</p> <p>第 8 条の 2 初任給調整手当、地域手当、特地勤務手当（県給与条例第 6 条の 2 の 2 の規定による手当を含む。）、へき地手当（市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第 4 条の 3 の規定による手当を含む。）及び義務教育等教員特別手当は、給料の支給方法に準じて支給する。</p> <p>（県給与条例附則第13項の規定により減ずる額の日割計算）</p> <p>第16条 給与期間の中途において、県給与条例附則第13項（市町村立学校給与条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の職員となった場合、離職した場合若しくは第 6 条第 1 項各号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の県給与条例附則第13項各号（第 6 号及び第 7 号を除く。）に定める額に相当する額の計算は、日割計算による。</p>

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

## 宮崎県人事委員会規則第 9 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和63年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項の規定により標準号給数（同条第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第14条第1号アに掲げる職員であるものとする。</p> <p>(2) 一般の派遣職員に、県給与条例附則第13項の規定及び同項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</p> <p>4～8 [略]</p>	<p>(一般の派遣職員の給与)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 外務公務員俸給等相当年額の算定に当たっては、次の各号に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 一般の派遣職員が、職員の給与に関する条例（昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。）第3条の2第3項（<u>市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和32年宮崎県条例第26号。以下「市町村立学校給与条例」という。）第3条第7項の規定により準用する場合を含む。</u>）の規定により標準号給数（<u>県給与条例第3条の2第4項に規定する人事委員会規則で定める基準において当該一般の派遣職員に係る標準となる号給数をいう。</u>）を昇給するものとし、期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）第14条の規定により任命権者が勤務が良好な職員について定める成績率が適用される職員であるものとする。</p> <p>(2) 一般の派遣職員に、<u>県給与条例附則第13項（市町村立学校給与条例附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この号において同じ。）</u>の規定及び<u>県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員の給与の額を調整する規定の適用があるものとする。</u></p> <p>4～8 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

宮崎県人事委員会委員長 黒木 奉 武

宮崎県人事委員会規則第10号

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成17年改正県給与条例附則第7条及び平成17年改正市町村立学校給与条例附則第6項から第8項までの規定による給料に関する規則（平成18年宮崎県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、</p>	<p>(平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料の支給)</p> <p>第4条 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、施行日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員（当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員（人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。）を除く。）であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなるもの（前条第6号に掲げる職員（第1号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。）及び第1号に掲げる場合に該当することとなった職員であって施行日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があったものとした場合（<u>施行日以降にこれらの異動が2回以上あった場合にあっては、</u></p>

施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。)附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.44を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給されている職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 [略]

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

降格の特例に関する規則等を廃止する規則をここに公布する。

平成23年3月17日

施行日の前日にそれらの異動が順次あったものとした場合。同号において同じ。)に同条第6号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。)には、その差額に相当する額(職員の給与に関する条例(昭和29年宮崎県条例第40号。以下「県給与条例」という。)附則第13項(市町村立学校職員の給与等に関する条例(昭和32年宮崎県条例第26号)附則第13項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下同じ。)の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正県給与条例附則第7条第2項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第7項の規定による給料として支給する。

(1)～(5) [略]

2 [略]

(平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とし、当該職員以外の職員のうち、基準日において減額改定対象職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において減額改定対象職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.59を乗じて得た額とし、基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において県給与条例第3条第5項に規定する職員である者となることとなるもの)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.44を乗じて得た額とし、これらの者以外の者(基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者及び基準日の翌日以降に人事交流等職員となった職員のうち施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に基準日において医療職給料表(一)の適用を受ける職員である者となることとなるものを除く。)にあっては当該給料月額に相当する額に100分の99.83を乗じて得た額とし、それらの額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(第3条第6号に掲げる職員及び施行日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。)には、その差額に相当する額(県給与条例附則第13項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の99を乗じて得た額)を、平成17年改正県給与条例附則第7条第3項又は平成17年改正市町村立学校給与条例附則第8項の規定による給料として支給する。

2 [略]

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

降格の特例に関する規則等を廃止する規則

次に掲げる人事委員会規則は、廃止する。

- (1) 降格の特例に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第28号）
- (2) 平成22年12月に支給する期末手当の特例措置に関する規則（平成22年宮崎県人事委員会規則第29号）

附 則

この規則は、公布の日から施行する。